

島根県監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、島根県教育委員会教育長から平成28年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成29年10月20日

島根県監査委員	生	越	俊	一
	同	岩	田	浩
	同	錦	織	厚
	同	後	藤	勇

平成28年度 包括外部監査結果報告書における指摘・意見について

1 包括外部監査の特定事件

県立高等学校及び特別支援学校に係る財務事務の執行及び運営の管理について

2 包括外部監査の結果に基づく措置等

次のとおり

平成28年度包括外部監査結果報告書「指摘及び意見」に係る処理方針等

指摘及び意見	処理方針・措置状況
<p>教育庁（共通項目）</p> <p>1 勤務管理</p> <p>【意見①】</p> <p>出退勤状況記録表の記録の正確性には問題があり、労働基準法上要求される勤務時間の把握の水準を満たしているとは言い難い。</p> <p>教育職員の勤務時間を適切に把握するよう改善を求める。</p>	<p>現在行っている出退勤調査ができるだけ正確に記録されるよう、各学校の管理職から教育職員に対し、調査の趣旨や目的について説明を改めて行った。</p>
<p>【意見②】</p> <p>月100時間を超える時間外労働を基準に面接指導の対象者を選別しているが、月100時間には満たないが、月80時間を超える教育職員を把握し、面接指導の必要性を判断することが望ましい。</p> <p>いわゆる過労死ラインを踏まえ、月80時間以上の時間外労働をした教育職員を把握し、面接指導の必要性を適切に判断できるように改善を求める。</p>	<p>出退勤状況記録表により、時間数にかかわらず時間外勤務をした教育職員は全て把握している。</p> <p>また、校長判断による面接指導の対象者の決定基準については、一律の外形基準によることは難しい面があり、各校長が、例えば既往歴などを考慮のうえ総合的に判断している。</p>
<p>【意見③】</p> <p>教育職員が生徒の指導に直接関わらない業務（校務分掌に係る業務等）に多くの時間を割き、その分、児童・生徒指導等の生徒の指導に直接関わる業務に割ける時間が少なくなっている。</p> <p>教育職員が生徒の指導に関わる業務に対してより多くの正規の勤務時間を割けるように、業務の負担、配分等の見直しをするなど改善を求める。</p>	<p>学校における事務的負担の軽減を図るために、現在導入している校務支援システムを改善するほか、教育委員会への報告・申請文書の整理、簡素化を行った。</p> <p>また、平成28年3月に行った勤務実態調査の結果を踏まえて、各学校で有効な業務改善策を検討しているが、効果的な取組みについて情報収集し、県全体で共有している。</p>
<p>【意見④】</p> <p>事務の見直し、削減、効率化、事務職員の増員など、教育職員の長時間労働を抑制するための措置を実施するよう改善を求める。</p>	<p>教育職員の長時間勤務は、国が財源措置する教職員定数が限られる中での構造的な問題であり改善は容易ではないが、学校設置者である教育委員会と学校との共通認識の下で最大限取り組んでいく。</p>

<p>2 人件費</p> <p>【意見】</p> <p>各種手当の支給の適正を図るために、手当支給申請時及び決裁時における手当支給要件の確認を申請者及び決裁権者双方が適切に判断できるように、手当支給手続の改善を求める。</p>	<p>日額特殊勤務手当（週休日部活動手当等）の申請時・決裁時において、申請者及び決裁権者双方が給与等事務システムの画面上で適切に時間要件等をチェックできるよう、今年度末までにシステムの改修を行う方向で検討している。</p>
<p>3 資産管理</p> <p>【指摘】</p> <p>ほぼ全ての県立学校で、物品一覧表と現物の不一致が散見された。その原因は、物品の登録漏れや除却漏れであり、現状の物品一覧表の記載及び現物の管理は十分に行われているとは言えない。</p> <p>物品一覧表と現物との照合を定期的実施し、その結果を記録として保存するよう改善を求める。</p>	<p>財務会計システムへの登録や証票の貼付を徹底するとともに、長期休業期間を活用した教職員による一斉点検を行うなど、県会計規則に基づき適正に管理するよう改めて学校に注意喚起する。</p>
<p>4 情報管理</p> <p>【意見①】</p> <p>「島根県立学校電子情報安全対策要領」の一部の規程については通用力を失っている状態である。</p> <p>パソコンの管理規程を現状に見合った内容に改定するなどの改善を求める。</p>	<p>「県立学校電子情報安全対策要領」を見直すこととし、新たな管理規程の策定に着手した。</p>
<p>【意見②】</p> <p>公用USBメモリの目視確認の頻度が週1回が妥当か否かについては、現状を踏まえると検討が必要と思われる。</p> <p>USBメモリの目視確認の頻度を適切な頻度とするよう改善を求める。</p>	<p>教職員用USBメモリは、H29年度中に更新を予定しており、新しいUSBメモリの導入時までには管理方法を見直すこととし、作業に着手した。</p>
<p>5 学校規模・配置</p> <p>【意見】</p> <p>県立学校の定時制については、いずれの高校も生徒数が入学定員数を大幅に下回っており、特に、松江工業高校の定時制については、生徒数が入学定員数の5～12%に過ぎないなど、定員数が過剰であると言わざるをえない。</p> <p>県立高等学校の定時制の定員数について、適切な定員数となっているか検討を求める。</p>	<p>2020年代の県立高校の在り方について、現在、「今後の県立高校の在り方検討委員会」において議論が行われており、定時制高等学校の定員の在り方についても検討される予定である。</p>

<p>6 県費会計</p> <p>【意見】</p> <p>各県立学校において共通ないし類似する物品等の購入やサービスについて契約をする場合に、それらについては、可能な限り、県立学校を所管する島根県教育委員会が取りまとめたり、近隣の県立学校が共同して発注し、契約を締結するなどして、契約コストの縮減や契約手続の効率性を高めるよう改善を求める。</p>	<p>生徒が使用するパソコンや、被服貸与品、A E D、特別支援学校の暖房用A重油等、複数校で同一のものを利用しており、また教育委員会が一括して契約することで経費や事務負担が軽減するものについては、教育委員会で一括して契約を行っている。</p> <p>引き続き、契約コストの縮減や契約手続の効率化に取り組む。</p>
<p>7 県費外会計</p> <p>【意見①】</p> <p>県費外会計間での貸借については、学校徴収金等取扱い要綱で校長の決裁がある場合を除き禁止されているが、実際には、監査対象校において県費外会計間で貸借が散見され、しかも校長の決裁がないものもあった。</p> <p>県費外会計間の貸借については、学校徴収金等取扱い要綱に従い校長の決裁を受けることはもとより、そもそも県費外会計間の貸借が生じないよう、会計年度における事業計画の精査や適切な予算編成を行うよう改善を求める。</p>	<p>学校徴収金等取扱い要綱を改正し、県費外会計間の貸借にかかる決裁手続きを厳格化し、校長による決裁を徹底した。</p>
<p>【意見②】</p> <p>立替払いについては、支出の適正性に問題を生じさせるリスクがあるし、ポイント等の取り扱いに関しても問題が生じ、教職員に無用の経済的負担を生じさせる危険性もあるが、立替払いについてのルールが存在しない。</p> <p>県費外会計における教職員の立替払いについて、適正性を担保するための規定を策定するなど改善を求める。</p>	<p>学校徴収金等取扱い要綱を改正し、県費外会計における立替払いのルールを明記した。</p>
<p>【意見③】</p> <p>現金出納簿の現金の出入金の日付を、収入伺書や支出伺書の決裁の日付にする運用がなされており、現金出納簿の現金の出入金の日付が、通帳の記載と一致していないケースが散見された。</p> <p>現金出納簿の現金の出入金の日付については、現実に現金を出入金した日付を記載するなど記載方法について検討し改善を求める。また、会計年度外の収入支出を決算に反映しないよう改善を求める。</p>	<p>県費外会計の現金出納簿の現金出入金の日付の記載方法や、会計年度外の収入支出の決算方法については既に文書通知しているが、学校徴収金等取扱い要綱の中に明記し、改めて徹底した。</p>

<p>8 学校評価及び教育職員評価</p> <p>【意見】</p> <p>臨時的任用職員も、その他の教育職員と同様、教育活動に従事しているものであり、要求される資質・能力は、他の教育職員とそれほど変わらない。</p> <p>臨時的任用職員も評価システムの対象者とするよう改善を求める。</p>	<p>臨時的任用者についても、資質能力向上を図る観点から評価対象とし、評価及び面接を実施している。任用及び校内人事の対象とする制度への変更は考えていない。</p>
<p>9 高校魅力化事業</p> <p>【意見①】</p> <p>魅力化事業の成果参考指標として、地元中学生の入学率を加えるなど、より多角的に事業評価を実施するよう改善を求める。</p>	<p>魅力化事業は平成29年度から市町村の事業も含む新たな施策（教育魅力化推進事業）として再構築した。</p> <p>成果参考指標については、県外からの入学生の数に加え、地元中学生の入学率、児童生徒の地域貢献意欲を指標とした。</p>
<p>【意見②】</p> <p>県外生の入学者数については、県内生の県立学校への進学機会を制限することにならないように適切な水準を設けるなど、県外生の募集や定員の在り方に留意するよう求める。</p>	<p>県外生の受入は、県内生・県外生の双方に様々な教育効果をもたらしており、島根らしい教育の魅力をもより一層充実させるための大切な要素である。「教育の魅力化」に向けた検討の中で、「しまね留学」の県外卒の在り方についても議論していく。</p>
<p>【意見③】</p> <p>魅力化事業は、個々の事業というよりかは、全体の事業を通じて高校の魅力化を図る事業であるから、県の交付金の対象事業のみ把握しても適切な事業評価はできない。</p> <p>魅力化事業について、実施主体の事業の全体の事業内容及び収支予定を把握すべきである。</p>	<p>魅力化事業は平成29年度から市町村の事業も含む新たな施策（教育魅力化推進事業）として再構築した。</p> <p>各地域における「教育魅力化協議会」において、事業全体の内容及び予算が検討・議論されていくこととなる。</p>

<p>第1 松江南高等学校</p> <p>1 勤務管理</p> <p>【意見】</p> <p>教育職員の長時間労働が全体的に見られる現状を踏まえ、教育職員の勤務時間の適正な把握と長時間勤務抑制のための措置を実施するよう改善を求める。</p>	<p>現在行っている出退勤調査ができるだけ正確に記録されるよう、管理職から教育職員に対し、調査の趣旨や目的についての説明を改めて行った。</p>
<p>2 人件費</p> <p>【意見】</p> <p>各種手当の支給の適正を図るために、手当支給申請時及び決裁時における手当支給要件の確認を申請者及び決裁権者双方が適切に判断できるように、手当支給手続の改善を求める。</p>	<p>日額特殊勤務手当（週休日部活動手当等）の申請時・決裁時において、申請者及び決裁権者双方が給与等事務システムの画面上で適切に時間要件等をチェックできるよう、今年度末までにシステムの改修を行う方向で検討している。</p>
<p>3 資産管理</p> <p>【指摘】</p> <p>物品一覧表と現物との照合を定期的に行い、その結果を記録として保存するよう改善を求める。</p>	<p>財務会計システムへの登録や証票の貼付を徹底するとともに、長期休業期間を活用した教職員による一斉点検の実施などの方策を検討し、物品一覧表との齟齬が生じないよう適切に管理する。</p>
<p>4 県費外会計</p> <p>【指摘】</p> <p>学校徴収金取扱要綱10条は、預金通帳の保管者とキャッシュカードの保管者とは別々のものとしなければならないと定めているが、「教材費会計（家庭基礎）」及び「家庭クラブ会計」では、通帳のほかにキャッシュカードがあり、キャッシュカードは通帳管理者である会計担当者が保管し、暗証番号も同人が把握していた。</p> <p>預金通帳の保管者とキャッシュカードの保管者を別々の者とするよう改善を求める。</p>	<p>指摘を受けてキャッシュカードの運用について見直し、既に廃止した。</p>

<p>第2 松江商業高等学校</p> <p>1 勤務管理</p> <p>【意見】</p> <p>教育職員の長時間労働が全体的に見られる現状を踏まえ、教育職員の勤務時間の適正な把握と長時間勤務抑制のための措置を実施するよう改善を求める。</p>	<p>現在行っている出退勤調査ができるだけ正確に記録されるよう、管理職から教育職員に対し、調査の趣旨や目的についての説明を改めて行った。</p>
<p>2 人件費</p> <p>【意見】</p> <p>各種手当の支給の適正を図るために、手当支給申請時及び決裁時における手当支給要件の確認を申請者及び決裁権者双方が適切に判断できるように、手当支給手続の改善を求める。</p>	<p>日額特殊勤務手当（週休日部活動手当等）の申請時・決裁時において、申請者及び決裁権者双方が給与等事務システムの画面上で適切に時間要件等をチェックできるよう、今年度末までにシステムの改修を行う方向で検討している。</p>
<p>3 資産管理</p> <p>【指摘①】</p> <p>物品一覧表と現物との照合を定期的に行い、その結果を記録として保存するよう改善を求める。</p>	<p>財務会計システムへの登録や証票の貼付を徹底するとともに、長期休業期間を活用した教職員による一斉点検の実施などの方策を検討し、物品一覧表との齟齬が生じないよう適切に管理する。</p>
<p>【指摘②】</p> <p>県費外会計で購入した物品の中に証票シールが貼付されていないものがあり、証票シールが貼付されないと、県費購入物品との区別がつかず、物品の適切な管理に支障を生じさせかねない。</p> <p>県費外会計で購入した物品については、証票シールを貼付し、県費で購入した物品との区別が分かるよう、管理方法の改善を求める。</p>	<p>県費外会計で購入した物品についてシールを貼付し、区別を明確にするよう改めた。</p>

<p>【指摘③】</p> <p>金庫内にバドミントン部の現金が複数の封筒に入ったまま特に詳しい表記もなく保管されており、金額の表記がしてある封筒についても封筒内の現金を実際数えてみると表記金額と実際の現金在高が一致していない状況であった。私費である部費を保管するのであれば、県費である現金との混在等のリスクもあるから、島根県会計規則72条の定めに基づいた現金の管理をすべきである。</p> <p>現金についてはできるだけ速やかに預金口座に入金するなど、現金の管理方法の改善を求める。</p>	<p>できるだけ速やかに預金口座へ入金するなど、現金を適切に管理するよう各部活動に徹底した。</p>
<p>4 県費外会計</p> <p>【指摘】</p> <p>バドミントン部が金庫の中で保管していた現金については、預金口座に入金するなどして適切に管理するとともに、それらの現金については平成27年度の決算に反映されていない疑いがあることから、適切な会計処理を実施するよう改善を求める。</p>	<p>収入支出の都度、速やかに預金口座に入金するよう改めた。</p>
<p>5 学校の安全管理</p> <p>【指摘】</p> <p>学校安全計画は、学校保健安全法27条で法律上策定が義務付けられているが、学校安全計画がなく、監査時点で作成中とのことであった。</p> <p>学校安全計画を策定するよう改善を求める。</p>	<p>平成28年度・29年度については策定した。今後は毎年度当初に策定するよう徹底する。</p>

<p>第3 出雲工業高等学校</p> <p>1 勤務管理</p> <p>【意見】</p> <p>一部の教育職員に過重な長時間労働が行われているなど両極化が見られる現状を踏まえ、教育職員の勤務時間の適正な把握と長時間勤務抑制のための措置を実施するよう改善を求める。</p>	<p>現在行っている出退勤調査ができるだけ正確に記録されるよう、管理職から教育職員に対し、調査の趣旨や目的についての説明を改めて行った。</p> <p>なお、長時間勤務の主要因である部活動の指導には、複数顧問による業務のシェアを進めるなど、実効性のある方法を検討する。</p>
<p>2 人件費</p> <p>【指摘】</p> <p>実際には芸術鑑賞のため授業が実施されていないにもかかわらず、授業が実施されたとして手当が支給されていた。(出退勤状況記録表と申請内容が不一致)</p> <p>一部の教育職員に対して、支給要件を満たしていないにもかかわらず支給された産業教育手当については返還を求めるべきである。</p>	<p>支給要件を満たしていない手当について、返還させた。</p>
<p>【意見】</p> <p>各種手当の支給の適正を図るために、手当支給申請時及び決裁時における手当支給要件の確認を申請者及び決裁権者双方が適切に判断できるように、手当支給手続の改善を求める。</p>	<p>日額特殊勤務手当（週休日部活動手当等）の申請時・決裁時において、申請者及び決裁権者双方が給与等事務システムの画面上で適切に時間要件等をチェックできるよう、今年度末までにシステムの改修を行う方向で検討している。</p>
<p>3 資産管理</p> <p>【指摘①】</p> <p>物品一覧表と現物との照合を定期的に行い、その結果を記録として保存するよう改善を求める。</p>	<p>財務会計システムへの登録や証票の貼付を徹底するとともに、長期休業期間を活用した教職員による一斉点検の実施などの方策を検討し、物品一覧表との齟齬が生じないよう適切に管理する。</p>
<p>【指摘②】</p> <p>物品一覧表上の各物品の整理番号欄に空欄が目立った。</p> <p>物品については整理番号を付し、適切に管理するよう改善を求める。</p>	<p>監査で指摘のあった点是对応しており、物品に整理番号を付し、適切に管理する。</p>

<p>【指摘③】</p> <p>実際の切手の数が受払簿上の残数量に対して不足しており、その原因も判明しなかった。</p> <p>切手については枚数に変動があった場合には受払簿にその都度記入するなどして、切手の管理方法の改善を求める。</p>	<p>県費で購入した郵券については、郵券受払簿へ漏れなく記載するとともに、定期的に枚数を確認するなど管理方法を改めた。</p>
<p>4 情報管理</p> <p>【意見】</p> <p>今後改訂される予定であるUSBメモリの管理・運用に関する規定に従い、USBメモリの所在確認をしていただきたい。</p>	<p>今後学校企画課が改訂する規定に従って適切にUSBメモリの管理を行う。</p>
<p>5 県費外会計</p> <p>【意見】</p> <p>教育職員が立替払を行う場合には、支出や精算の適正性を確保するための規定を策定するなど改善を求める。</p>	<p>学校徴収金等取扱要綱を改正し、県費外会計における立替払いのルールを明記した。</p>

<p>第4 出雲農林高等学校</p> <p>1 勤務管理</p> <p>【意見】</p> <p>教育職員の長時間労働が全体的に見られる現状を踏まえ、教育職員の勤務時間の適正な把握と長時間勤務抑制のための措置を実施するよう改善を求める。</p>	<p>現在行っている出退勤調査ができるだけ正確に記録されるよう、管理職から教育職員に対し、調査の趣旨や目的についての説明を改めて行った。</p> <p>なお、部活動については、部ごとに週1回のノー部活デーを設定するように徹底する。</p>
<p>2 人件費</p> <p>【意見】</p> <p>各種手当の支給の適正を図るために、手当支給申請時及び決裁時における手当支給要件の確認を申請者及び決裁権者双方が適切に判断できるように、手当支給手続の改善を求める。</p>	<p>日額特殊勤務手当（週休日部活動手当等）の申請時・決裁時において、申請者及び決裁権者双方が給与等事務システムの画面上で適切に時間要件等をチェックできるよう、今年度末までにシステムの改修を行う方向で検討している。</p>
<p>3 資産管理</p> <p>【指摘①】</p> <p>物品一覧表と現物との照合を定期的に行い、その結果を記録として保存するよう改善を求める。</p>	<p>各学科、各部門ごとに、年1回夏季休業中に物品一覧表と現物の照合を行う。</p>
<p>【指摘②】</p> <p>台帳が存在しないケース、台帳は存在するものの現物との照合が行われておらず台帳としての機能を有していないケースなど薬品及び農薬について十分な管理がなされているとは言い難かった。</p> <p>薬品や農薬等の標準的な台帳を整備するなどして、薬品や農薬等の管理方法の改善を求める。</p>	<p>各学科、各部門が保管している薬品や農薬の台帳を作成し、適正な管理を行っていく。</p>
<p>【意見】</p> <p>明耕寮は、男子寮であるが、定員40名に対して本監査時点（平成28年11月4日時点）で9名の男子生徒しか利用していない。</p> <p>明耕寮について、女子生徒も明耕寮を利用できるように女子寮の併設や転用等を検討するなどし、明耕寮の有効活用を図るよう改善を求める。</p>	<p>出雲農林高校と大社高校の二校で寄宿舎の共同利用を進める。具体的には、出雲農林高校明耕寮を女子寮として、近接する大社高校碧雲寮を男子寮として二校で共同利用することとし、現在、調整を進めている。</p>

<p>4 情報管理</p> <p>【意見】</p> <p>今後改訂される予定であるUSBメモリの管理・運用に関する規定に従い、USBメモリの所在確認をしていただきたい。</p>	<p>今後学校企画課が改訂する規定に従って適切にUSBメモリの管理を行う。</p>
<p>5 県費外会計</p> <p>【指摘①】</p> <p>会計年度間の収支の一部の計上誤りにより、決算書の繰越金額が預金通帳の残高と一致しないなどの点が確認された。また、決算書の数字に一部誤りが確認された。</p> <p>寮費会計について、決算の内容に誤りがあるため、適切な会計処理を実施するよう改善を求める。</p>	<p>平成26・27・28年度会計の収支計上を整理し、平成27年度会計について期末の預金残高と決算書の繰越金額を突合し一致を確認した。</p> <p>今後は、学期ごとのチェックを厳格に行っていく。</p>
<p>【指摘②】</p> <p>P T A収益事業会計において、校長の決裁を受けずに他会計との間でお金の貸借がなされているケースがあった。</p> <p>他会計間のお金の貸借をする場合には校長の決裁を受けるよう改善を求める。</p>	<p>学校徴収金等取扱要綱を改正し、県費外会計間の貸借にかかる決裁手続きを厳格化し、校長による決裁を徹底した。</p>
<p>【意見】</p> <p>寮費会計においては、金銭出納簿と預金通帳の出入金の日付が整合していないものが多々あった。</p> <p>金銭出納簿上の出入金の日付は、実際に現金が動いた日付を記載するよう改善を求める。</p>	<p>県費外会計の現金出納簿の現金出入金の日付の記載方法や、会計年度外の収入支出の決算方法については既に文書通知しているが、学校徴収金等取扱要綱の中に明記し、改めて徹底した。</p>

<p>第5 央道高等学校</p> <p>1 人件費</p> <p>【意見】</p> <p>一部の教育職員に長時間労働が見られる現状を踏まえ、教育職員の勤務時間の適正な把握と長時間勤務抑制のための措置を実施するよう改善を求める。</p>	<p>現在行っている出退勤調査ができるだけ正確に記録されるよう、管理職から教育職員に対し、調査の趣旨や目的についての説明を改めて行った。</p>
<p>2 資産管理</p> <p>【意見】</p> <p>物品一覧表と現物との照合が行われているが、現物照合の結果が記録として残されていない。</p> <p>物品一覧表と現物との照合結果について、その結果を記録として保存するよう改善を求める。</p>	<p>物品一覧表と現物との照合結果について、その結果を記録として保存するよう改める。</p>
<p>3 県費外会計</p> <p>【指摘】</p> <p>同窓会会計は団体会計であり、学校徴収金等取扱要綱では、同団体から委任状を徴さなければならないが、委任状が徴されていない。</p> <p>同窓会会計について、同窓会から委任状を徴するよう改善を求める。</p>	<p>平成29年度から委任状を徴するよう改めた。</p>
<p>【意見①】</p> <p>遠足費のような大きな支出をする際には、合見積もりを徴するなどして生徒や保護者の負担を軽減するよう改善を求める。</p>	<p>平成29年度からは合見積りを徴取するよう改めた。生徒や保護者の負担軽減に引き続き努力する。</p>
<p>【意見②】</p> <p>金銭出納簿と預金通帳の出入金の日付が整合していないものが散見された。</p> <p>金銭出納簿上の出入金の日付は、実際に現金が動いた日付を記載するよう改善を求める。</p>	<p>県費外会計の現金出納簿の現金出入金の日付の記載方法や、会計年度外の収入支出の決算方法については既に文書通知しているが、学校徴収金等取扱要綱の中に明記し、改めて徹底した。</p>
<p>【意見③】</p> <p>要件を満たしていないにもかかわらず、キャッシュカードが利用されていた期間があった。</p> <p>キャッシュカードの利用に係る学校徴収金等取扱要綱の定めを遵守を求める。</p>	<p>指摘を受け、キャッシュカードの運用について見直し、廃止した。</p>

<p>第6 浜田水産高等学校</p> <p>1 勤務管理</p> <p>【意見】</p> <p>出退勤状況記録表の作成はなされていたが、個々の教育職員の長時間労働の集計資料は作成されていなかった。</p> <p>勤務時間の適正な把握をするとともに、出退勤状況記録票を集計するなどして、個々の教育職員の長時間労働を適切に把握するための集計資料を作成することで、面接指導の必要な教育職員を適切に把握できる体制を整えるよう改善を求める。</p>	<p>現在行っている出退勤調査ができるだけ正確に記録されるよう、管理職から教育職員に対し、調査の趣旨や目的についての説明を改めて行う。</p>
<p>2 人件費</p> <p>【指摘①】</p> <p>給与等事務システムの従事内容欄に入力された勤務時間を前提とすると支給要件を満たしていないにもかかわらず支給された手当が2件確認できた。</p> <p>一部の教育職員に対して、支給要件を満たしていないにもかかわらず支給された特殊勤務手当については返還を求めるべきである。</p>	<p>支給要件を満たしていない手当について、返還させた。</p>
<p>【指摘②】</p> <p>実際には強風のため授業が休講となったにも関わらず、授業が実施されたとして手当が支給されていた。(出退勤状況記録表と申請内容が不一致)</p> <p>一部の教育職員に対して、支給要件を満たしていないにもかかわらず支給された産業教育手当については返還を求めるべきである。</p>	<p>支給要件を満たしていない手当について、返還させた。</p>
<p>【意見】</p> <p>各種手当の支給の適正を図るために、手当支給申請時及び決裁時における手当支給要件の確認を申請者及び決裁権者双方が適切に判断できるように、手当支給手続の改善を求める。</p>	<p>日額特殊勤務手当（週休日部活動手当等）の申請時・決裁時において、申請者及び決裁権者双方が給与等事務システムの画面上で適切に時間要件等をチェックできるよう、今年度末までにシステムの改修を行う方向で検討している。</p>

<p>3 資産管理</p> <p>【指摘】</p> <p>物品一覧表と現物との照合を定期的に行い、その結果を記録として保存するよう改善を求める。</p>	<p>財務会計システムへの登録や証票の貼付を徹底するとともに、長期休業期間を活用した教職員による一斉点検の実施などの方策を検討し、物品一覧表との齟齬が生じないよう適切に管理する。</p>
<p>4 情報管理</p> <p>【意見】</p> <p>今後改訂される予定であるUSBメモリの管理・運用に関する規定に従い、USBメモリの所在確認をしていただきたい。</p>	<p>今後学校企画課が改訂する規定に従って適切にUSBメモリの管理を行う。</p>
<p>5 県費外会計</p> <p>【指摘】</p> <p>要件を満たしていないにもかかわらず、複数の県費外会計でキャッシュカードが利用されていた。</p> <p>キャッシュカードの利用に係る学校徴収金等取扱要綱の定めを遵守するよう改善を求める。</p>	<p>学校徴収金等取扱要綱を改正し、キャッシュカードの利用手順について改めて徹底した。</p>
<p>【意見】</p> <p>学校徴収金会計において、他会計との間でのお金の貸借がなされていた。</p> <p>県費外会計間の貸借について、そもそも県費外会計間の貸借が生じないよう、会計年度における事業計画の精査や予算編成を行うよう改善を求める。</p>	<p>他会計からの借入を前提としていた会計については、平成29年度予算では、借入の必要のない当初予算を編成した。今後も同様の予算編成を行う。</p>

<p>第7 隠岐島前高等学校</p> <p>1 勤務管理</p> <p>【意見】</p> <p>全体的に長時間労働が見られる現状を踏まえ、教育職員の勤務時間の適正な把握と長時間勤務抑制のための措置を実施するよう改善を求める。</p>	<p>現在行っている出退勤調査ができるだけ正確に記録されるよう、管理職から教育職員に対し、調査の趣旨や目的についての説明を改めて行った。</p>
<p>2 人件費</p> <p>【指摘①】</p> <p>給与等事務システムの従事内容欄に入力された勤務時間を前提とすると支給要件を満たしていないにもかかわらず支給された手当が3件確認できた。</p> <p>一部の教育職員に対して、支給要件を満たしていないにもかかわらず支給された特殊勤務手当については返還を求めるべきである。</p>	<p>支給要件を満たしていない手当について、返還させた。</p>
<p>【指摘②】</p> <p>宿直担当日の交代がされているにもかかわらず、交代前の宿直担当日と交代後の宿直担当日の両方について宿日直手当が支給されていることが確認できた。(出退勤状況記録表と申請内容が不一致)</p> <p>一部の教育職員に対して、支給要件を満たしていないにもかかわらず支給された宿日直手当については返還を求めるべきである。</p>	<p>支給要件を満たしていない手当について、返還させた。</p>
<p>【意見】</p> <p>各種手当の支給の適正を図るために、手当支給申請時及び決裁時における手当支給要件の確認を申請者及び決裁権者双方が適切に判断できるように、手当支給手続の改善を求める。</p>	<p>日額特殊勤務手当（週休日部活動手当等）の申請時・決裁時において、申請者及び決裁権者双方が給与等事務システムの画面上で適切に時間要件等をチェックできるよう、今年度末までにシステムの改修を行う方向で検討している。</p>
<p>3 資産管理</p> <p>【指摘】</p> <p>物品一覧表と現物との照合を定期的に行い、その結果を記録として保存するよう改善を求める。</p>	<p>物品一覧表と現物との照合を定期的に行い、その結果を記録として保存するよう改めた。</p>

<p>4 情報管理</p> <p>【意見】</p> <p>今後改定される予定であるUSBメモリの管理・運用に関する規定に従い、USBメモリの所在確認をしていただきたい。</p>	<p>今後学校企画課が改訂する規定に従って適切にUSBメモリの管理を行う。</p>
<p>5 県費会計</p> <p>【意見】</p> <p>島根県浄化槽普及管理センターから、不適正判定を受けた箇所が散見され、保守点検業者の保守点検業務が、適正になされているのか疑念を持たざるを得ない。</p> <p>浄化槽保守点検業務委託について、保守点検業者による保守点検業務が適切になされているかについて、点検時に教職員が立ち会うなどして、保守点検業務の履行の検査・監督を実施するよう改善を求める。</p>	<p>今後は、適切に履行の検査・監督を行う。</p>
<p>6 県費外会計</p> <p>【意見】</p> <p>寄宿舎の炊事員の時間外労働に対して時間外割増賃金部分の支払いがなされていない疑いがある。</p> <p>寄宿舎の炊事員の時間外労働について、労働基準法所定の時間外割増賃金部分の支払いの可否を検討し、支払いが必要であれば時間外割増賃金部分の賃金を支払うよう改善を求める。</p>	<p>勤務実態の精査を通じて、時間外労働とみなすべきものは、時間外割増賃金部分の賃金を支払うよう改めた。</p>
<p>7 学校評価・教育職員評価</p> <p>【意見】</p> <p>臨時的任用職員も勤務評価システムの対象者とするよう改善を求める。</p>	<p>臨時的任用者についても、資質能力向上を図る観点から評価対象とし、評価及び面接を実施している。任用及び校内人事の対象とする制度の変更は考えていない。</p>

8 魅力化事業

【意見①】

魅力化事業の事業評価については多角的視点から効果の検証を実施するとともに、県外生の入学者数については、県内生の進学機会が制限されないように適切な水準を設けるなど、県外生の募集や定員の在り方に留意するよう求める。

魅力化事業は平成29年度から市町村の事業も含む新たな施策（教育魅力化推進事業）として再構築した。成果参考指標については、県外からの入学生人数に加え、地元中学生の入学率、児童生徒の地域貢献意欲を指標とした。

なお、県外生の受入については、県内生・県外生の双方に様々な教育効果をもたらしており、島根らしい教育の魅力をより一層充実させるための大切な要素である。今後の「教育の魅力化」に向けた検討の中で、「しまね留学」の県外枠の在り方についても議論していく。

【意見②】

交付金の要綱には概算払いの制度についての定めもあるとおり、概算払いを利用すれば他団体等による立替えの必要性がなく、そもそも制度上は事業費の立替えなど想定されていない。

交付金の対象となる事業について、他団体等が当該事業費を立替払いすることがないように、概算払いの制度を活用するなどの改善を求める。

他団体による立替払いが起きないように概算払いを活用するなどして適切な事業執行に努める。

第8 横田高等学校

1 魅力化事業

【意見①】

執行伺いに貼付されていたA社及びB社の見積書のうち、B社の日付が書き換えられていた。

見積書の日付の書き換えが行われたことを受けて、今後、同様の不適切な事務処理が行われないう、業務の理解を深めるとともに、より一層のコンプライアンス意識の向上に努めるよう改善を求める。

職員に対してコンプライアンス意識を徹底するとともに、チェック体制の強化を図った。

【意見②】

魅力化事業の事業評価については多角的視点から効果の検証を実施するとともに、県外生の入学者数については、県内生の進学機会が制限されないように適切な水準を設けるなど、県外生の募集や定員の在り方に留意するよう求める。

魅力化事業は平成29年度から市町村の事業も含む新たな施策（教育魅力化推進事業）として再構築した。成果参考指標については、県外からの入学生の人数に加え、地元中学生の入学率、児童生徒の地域貢献意欲を指標とした。

なお、県外生の受入については、県内生・県外生の双方に様々な教育効果をもたらしており、島根らしい教育の魅力をより一層充実させるための大切な要素である。今後の「教育の魅力化」に向けた検討の中で、「しまね留学」の県外枠の在り方についても議論していく。

第9 飯南高等学校

1 魅力化事業

【意見】

魅力化事業の事業評価については多角的視点から効果の検証を実施するとともに、県外生の入学者数については、県内生の進学機会が制限されないように適切な水準を設けるなど、県外生の募集や定員の在り方に留意するよう求める。

魅力化事業は平成29年度から市町村の事業も含む新たな施策（教育魅力化推進事業）として再構築した。成果参考指標については、県外からの入学生の人数に加え、地元中学生の入学率、児童生徒の地域貢献意欲を指標とした。

なお、県外生の受入については、県内生・県外生の双方に様々な教育効果をもたらしており、島根らしい教育の魅力をより一層充実させるための大切な要素である。今後の「教育の魅力化」に向けた検討の中で、「しまね留学」の県外枠の在り方についても議論していく。

第10 矢上高等学校

1 魅力化事業

【意見】

魅力化事業の事業評価については多角的視点から効果の検証を実施するとともに、県外生の入学者数については、県内生の進学機会が制限されないように適切な水準を設けるなど、県外生の募集や定員の在り方に留意するよう求める。

魅力化事業は平成29年度から市町村の事業も含む新たな施策（教育魅力化推進事業）として再構築した。成果参考指標については、県外からの入学生の人数に加え、地元中学生の入学率、児童生徒の地域貢献意欲を指標とした。

なお、県外生の受入については、県内生・県外生の双方に様々な教育効果をもたらしており、島根らしい教育の魅力をより一層充実させるための大切な要素である。今後の「教育の魅力化」に向けた検討の中で、「しまね留学」の県外卒の在り方についても議論していく。

<p>第11 松江養護学校</p> <p>1 勤務管理</p> <p>【指摘】</p> <p>出退勤状況記録表が破棄されており、その作成の有無や内容を確認できなかった。</p> <p>勤務時間の適正な把握をするとともに、出退勤状況記録表については実施要領に基づき、その作成と保存をするよう改善を求める。</p>	<p>現在行っている出退勤調査ができるだけ正確に記録されるよう、管理職から教育職員に対し、調査の趣旨や目的についての説明を改めて行った。</p>
<p>2 人件費</p> <p>【意見】</p> <p>各種手当の支給の適正を図るために、手当支給申請時及び決裁時における手当支給要件の確認を申請者及び決裁権者双方が適切に判断できるように、手当支給手続の改善を求める。</p>	<p>日額特殊勤務手当（週休日部活動手当等）の申請時・決裁時において、申請者及び決裁権者双方が給与等事務システムの画面上で適切に時間要件等をチェックできるよう、今年度末までにシステムの改修を行う方向で検討している。</p>
<p>3 資産管理</p> <p>【指摘①】</p> <p>物品一覧表と現物との照合が行われているが、現物照合の結果が記録として残されていない。</p> <p>物品一覧表と現物との照合結果を記録として保存するよう改善を求める。</p>	<p>物品一覧表と現物との照合結果について、その結果を記録として保存するよう改める。</p>
<p>【指摘②】</p> <p>県費外会計で購入した物品について、県費外会計備品管理簿が作成されていなかった。</p> <p>県費外会計で購入した物品については、県費外会計備品管理簿に登録の上、物品に証票を貼付することにより、県費で購入した物品との区別がつくように適切に管理するよう改善を求める。</p>	<p>県費外会計備品管理簿への登録、証票の貼付を実施し、適切に管理するよう改めた。</p>
<p>【指摘③】</p> <p>県費外会計である給食費会計に係る現金が金庫の中に保管されたままとなっていた。</p> <p>現金についてはできるだけ速やかに預金口座に入金するなどして保管するよう、現金の管理方法の改善を求める。</p>	<p>できるだけ速やかに預金口座へ入金するなど現金の管理方法を改め、適切な管理を行っている。</p>
<p>4 情報管理</p> <p>【意見】</p> <p>今後改定される予定であるUSBメモリの管理・運用に関する規定に従い、USBメモリの所在確認をしていただきたい。</p>	<p>今後学校企画課が改訂する規定に従って適切にUSBメモリの管理を行う。</p>

<p>5 県費会計</p> <p>【意見】</p> <p>契約金額が小・中・高等部の合計で1100万円を超えているにも関わらず、合見積もりを徴しておらず、委託業務の内容自体も決して特定の業者しかできないという性質のものではなく、契約手続の適正や経済性の観点から合見積もりを徴すべきと考える。</p> <p>給食提供業務に係る委託契約において、今後、新たな契約を締結する場合には、合見積もりを徴するなど、契約手続の適正や経済性に配慮した運用をするよう改善を求める。</p>	<p>平成28年度から献立や実績、価格等による提案競技を実施し、委託先を決定している。</p>
<p>6 県費外会計</p> <p>【指摘①】</p> <p>寄宿舎費会計における定期監査では、金銭出納簿の残高と通帳の残高が一致しないことを把握しながら繰越処理をせずに、金銭出納簿上の残高と通帳の残高が一致していることが確認された旨の監査報告がなされた。</p> <p>寄宿舎費会計の定期監査を適切に実施するよう改善を求める。</p>	<p>金銭出納簿と預金残高の照合について、厳格な確認を行うよう改めた。</p>
<p>【指摘②】</p> <p>給食費会計については、学校徴収金等取扱要綱で実施が求められている校内監事による監査が実施されていなかった。</p> <p>給食費会計について、校内監事による監査を実施するよう改善を求める。</p>	<p>給食費会計について、校内監事による監査を実施するよう改めた。</p>